

令和7年11月17日

瀬戸市議会議長 富田 宗一 様



瀬戸市民の会

住所 瀬戸市

瀬戸市の問題を考える市民ネットワーク

産廃建設反対の市民の会

産廃反対の会

東立テクノクラシー最終処分場計画における
活断層との距離の訂正（1.1kmから550mへの接近）は
事業計画の変更を要することから
市が事業者には事業計画書変更届を提出させるよう求める陳情

1. 陳情趣旨

瀬戸市山路町で計画されている(株)東立テクノクラシーによる産業廃棄物最終処分場は、愛知県内の主要活断層である猿投山北断層に極めて近接しています。事業者は当初、計画地から活断層までの距離を「約1.1km」と説明していましたが、令和7年10月11日 瀬戸蔵での合同説明会において、「今後は国土地理院データに基づく【約550m】を採用する」として、大幅な距離の訂正を行いました。（注1）（注2）

しかし、この訂正は口頭説明のみにとどまり、すでに終了している各連区の説明会では共有されていません。処分場の安全性・信頼性に直結する重大な変更であるにもかかわらず、関係住民への周知や、意見書提出に必要な情報提供が著しく不足している状況です。

猿投山北断層は、愛知・岐阜にまたがる全長約51kmの断層帯であり、地震調査研究推進本部の長期評価においてM7.7程度の地震を起こし得るとされています。今後30年以内の発生確率は「やや高い」グループに位置づけられており、将来の大規模地震に伴う、地盤変動の可能性は否定できません。

したがって、今回の距離訂正により、事業予定地と活断層が大幅に接近したことは、処分場が想定すべき「地震の揺れの強さ」等を根本から見直す必要があることを意味しています。これに伴い、土木構造物および建築構造物の耐震設計の再評価・強化が求められ、さらに、事業計画書に記載が義務付けられている「産廃施設の位置、構造等」および「地震発生時の災害防止に関する事項」（注3）についての更新・再公表も必要とされます。

「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（以下「条例」）第15条は、事業計画書等の変更について次のように定めています。

○ 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

（事業計画書等の変更の届出等）

第15条 事業計画書等又は周知計画書を提出した事業者は、当該事業計画書等又は周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条から前条までの規定は事業計画書等の内容の変更について準用する。

以上の経緯から、今回の距離訂正は、条例第15条第2項に規定する「事業計画書等の内容の変更」に該当するものと考えられます。したがって、市は事業者に対し、事業計画書変更届（条例第15条）の提出を求め、併せて第5条から第14条を準用し、再告示・縦覧（第7条）、追加説明会（第9条）、意見書提出機会の再確保（第11条）等の手続きを改めて実施させることが適切であると考えます。

紛争予防を目的とした瀬戸市条例は、事業者が愛知県への許認可申請を行う前の段階で、関係住民に対し計画内容を事前公開し、意見を提出する機会を保障しています。事業者には、最終処分場の安全性・信頼性の根拠となる情報を正確に開示し、市民に対して十分な情報提供と意見聴取の場を設ける責務があります。また、市には、市民生活の安全と良好な生活環境を守るため、条例に基づく手続を適正に運用し、必要な指導・是正を行う責務があります。

2. 陳情事項

瀬戸市議会におかれては、条例の趣旨に照らし、下記の対応を市に求めるよう、陳情いたします。

1. 【距離訂正の法的位置づけの明確化】

活断層までの距離訂正を、条例第15条第2項の「事業計画書等の内容の変更」として取り扱い、同第1項に基づき事業計画書変更届の提出を事業者を求めること。

2. 【手続の再履行】

条例第5条から第14条の規定に準じた手続きを事業者に改めて実施させること。

3. 【周知・説明の充実】

訂正後の距離（約550m）を反映した事業計画について、市民周知と情報提供の拡充、意見提出機会の確保、追加説明会の開催を事業者へ求めること。

以上

【注1】 各連区において開催された事業者説明会（令和7年3月～9月）資料 P39～40 別紙1 参照。

【注2】 瀬戸蔵合同説明会（令和7年10月11日）資料 P.6 別紙2 参照。

【注3】 関係条項（条例第5条第1項第3号エ、力及び規則第4条第4項第4号）別紙3 参照。

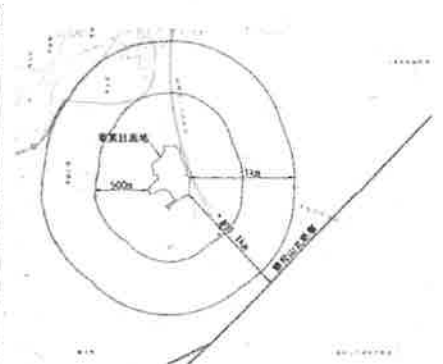
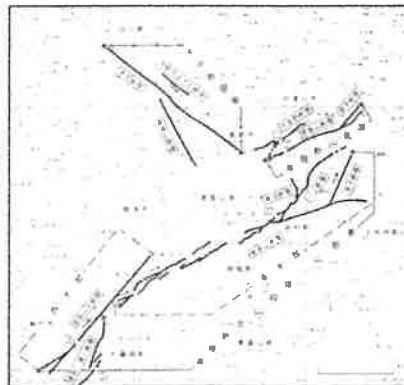
■ 断層に対する調査結果

○調査結果

- ・計画位置は活断層から約1.1km離れており、直下には断層が存在しないことから、構造物が断層の隆起やずれが生じる可能性は小さく、現行基準の耐震設計、構造基準に従い計画していることから、安全な施設が建設できると考えている。

■ 断層に対する調査結果

計画位置の南東側約1.1km付近に猿投山北断層が存在している。



40

断層について

事業計画書には断層からの距離が1.1kmと記載があるが、0.6kmではないのか？

国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータでは1.1km

国土地理院のデータでは、0.55kmとなっております。

今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。



国土交通省国土地理院 活断層図（都市圏活断層図）

P. 6

○ 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

（事業計画書及び環境保全対策書の提出）

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物等関連施設の設置に係る計画について、次に掲げる事項を記載した事業計画書を市長に提出しなければならない。

(3) 産業廃棄物を処理する産業廃棄物等関連施設にあっては、次に掲げる事項

工 産業廃棄物等関連施設の位置、構造等の設置に関する計画

カ 最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

○ 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

（事業計画書）

第4条 第1条の2第1号及び第3号から第5号までに掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設(産業廃棄物)設置事業計画書(第1号様式)によるものとする。

4 第1項の事業計画書に条例第5条第1項第3号カの災害防止のための計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

(4) 地震発生時の災害の防止に関する事項